



契約上の危機と事情変更の法理

—債権法改正審議の帰趨とその諸文脈—

東京大学社会科学研究所 石川 博康

1.

本稿の検討課題

事情変更法理の明文化をめぐる経緯とその文脈の解明



事情変更法理の意義

〔事例〕 海上運送契約に関し、戦争の勃発によってスエズ運河が封鎖され喜望峰経由の航路しか選択できなくなった場合

- 契約の履行が不可能になったときは、履行不能の法理により債務者は履行の負担を免れるが（民法412条の2第1項）、履行に要する費用が不相当に過大となったとしても、履行が可能である限り、債務者は契約を履行しなければならない
- そのような場合において、極めて例外的に債務者をその契約上の拘束から解放するための「最後の手段」としての機能を担うのが、事情変更の法理である
- 日本法においては、事情変更法理は判例を通じて認められているルールであり、明文の規定は存在しない



事情変更法理の要件および効果

〔要件〕

- ① 契約成立当時その基礎となっていた事情に変更があったこと
- ② 事情の変更が当事者の予見しまたは予見し得たものでなかったこと
- ③ 事情の変更が当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたこと
- ④ 事情の変更により当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められること

〔効果〕

契約の解除または改訂

〔ただし、改訂の可否について判断した最上級審判例は存在しない／解除が認められたのも、最上級審としては大審院時代の1件のみ〕



事情変更法理の明文化をめぐる状況

契約に係る民法上のルール of 全面的な見直しにかかる2017年の民法（債権法）改正に際して、事情変更法理の明文化についても法制審議会において検討が行われたものの、これに対しては根強い反対意見があり、明文化は見送られることになった

〔本稿における検討課題〕

→事情変更法理の明文化が見送られることになったのは、いかなる法制度上のまたは社会的な要因に基づくものであったのか



2.

債権法改正の経緯が示唆するもの

事情変更法理をめぐる法制審議会での審議から何を読み取るべきか



事情変更法理の明文化見送りをめぐる4つの視点

1. 事情変更法理の不要性

最高裁のレベルでは事情変更の原則の適用を求める当事者の主張はすべて退けられており、そのような法的状況を変更すること（事情変更法理が裁判実務においてこれまで以上に活用されること）も必要とされなかった

←事情変更の法理が法制度として實際上機能していなくとも、契約締結後の事情変更¹に起因する諸問題については、既に当事者によって適切に対処されている

←日本の取引実践においては、契約締結の時点で事情変更に関するリスク配分について具体的かつ詳細に取り決めるという事前的対応ではなく、契約締結後の再交渉および契約改訂合意を通じた事後的対応によって、事情変更への対処が図られていることが窺われる（cf. いわゆる「日本的取引慣行」）



事情変更法理の明文化見送りをめぐる4つの視点

2. 裁判所による柔軟かつ裁量的な解決への信頼

事情変更法理を初めとして、信義誠実の原則（民法1条2項）を基礎とした個別の不文の法制度の明文化については、今般の債権法改正ではほとんど実現しなかった

←個別の明文規定がなくとも、裁判所が適切に裁量権を行使して望ましい解決をもたらしてくれる、という裁判所に対する強い信頼の存在が、法制審議会での審議過程から観察された

←信義則およびそれを具体化した法制度の適用を通じて契約上の空白部分が柔軟に補充されることは、いわゆる日本的取引慣行に関する法制度上の支持基盤ともなっているものと考えられる



事情変更法理の明文化見送りをめぐる4つの視点

3. 事情変更に関する濫用的主張の脅威

事情変更法理の明文化によって、本来事情変更法理が適用されないような場合にまで濫用的に事情変更の主張がなされるという状況が引き起こされるのではないか、という懸念

←日本の企業間取引の実務においては、法律上も契約上も根拠を欠く濫用的な契約改訂等の主張が事情変更の名を借りてなされることが機会主義的行動として脅威となるのを、十分に抑止できていない可能性

←事情変更法理の明文化は、現在保たれている微妙なバランスを崩す可能性がある

cf. 再交渉義務による機会主義的行動の統御の可能性？

機会主義的行動のリスクが高い状況下では、再交渉義務による再交渉プロセスの法的統御は有効に機能しない、と学説上解されている

(Nelle, *Neuverhandlungspflichten*, 1993)



事情変更法理の明文化見送りをめぐる4つの視点

4. 事情変更に対する事前的对応としての誠実協議条項と完全合意条項

日本の企業間取引においては、事情変更が生じた場合に関する取扱いを含め、当事者間で誠実に協議して解決する旨の誠実協議条項が定められるに過ぎないケースが多く、契約書に合意内容が完全かつ排他的に規定し尽くされていることを表明するいわゆる完全合意条項が定められることはほとんどない

←事情変更に際しての機会主義的行動のリスクを回避するという観点からは、完全合意条項を含めた事前の明示的な取り決めにより、取引慣行や法の適用に関する不透明性を排除するという方向性が、実務上も重要なものとなっていく可能性がある

←日本の裁判例では、完全合意条項にどのような効力が認められるのかにつき、なお不透明な状況となっているが、完全合意条項に関して当事者が意図した内容が原則としてそのまま法的に承認されることが、強く期待される



まとめ

日本の取引実務と契約法においては、事情変更のリスクに対し、契約締結後の再交渉を通じた事後的かつ自律的な対応を中核としながらも、事前の取り決めによる事前的対応や、(事情変更法理を含めた)信義則に基づく法適用などによる他律的解決の可能性にも配慮しつつ、極めて重層的かつ多面的な対応が図られている

→事情変更法理のあり方について考える際にも、以上のような様々な法制度上および取引慣行上の諸文脈を十分に踏まえつつ、そのあるべき姿が模索されなければならない



3. 書評への応答

小粥太郎教授による書評とそれに対する応答



小粥太郎教授による書評とそれに対する応答

1. 「事情変更法理の明文化見送りという取扱いの合理性」を説く本稿への疑問

- ① 「現在機能している当事者による事後的対応が規範的に積極評価に値するものであればともかく、そうでないなら、事情変更の法理の明文化見送りは、（強い立場にある契約当事者が）最高裁に引き続き沈黙を求める論理と変わらないものとなりかねない。」
- ② 「再交渉プロセスが不安定であり機会主義的行動による不当な利益獲得が抑制されるべきだとしても、主張そのものまで抑止すべきなのかどうかは疑問が残る。」

←〔筆者からの応答〕 再交渉における機会主義的行動の抑止に関しては、不公正または濫用的な取引慣行を是正するための各種の法制度（独禁法上の優越的地位の濫用の法理や下請代金支払遅延等防止法など）が機能しており、その範囲内で行われるものである限り、現在機能している当事者による事後的対応に関しては規範的にも正当なものと評価して差し支えないものと思われる



小粥太郎教授による書評とそれに対する応答

2. 本稿における論証方法に関する評価

「このような論証の仕方は、ときに民法学者が解釈論・立法論に際して規範的な正義ばかりを探究しているようにみえるのとは違って、『科学』的であるとの印象を与える。」

「こうした角度からの反論を絞り出さざるをえないことになっている時点で、評者もすでに、石川教授の設定した土俵——ある種の実証的な議論の世界——に引き込まれつつあるということなのだろう。」

→ cf. 次期全所的プロジェクト「社会科学のメソドロジー」におけるグループ研究
「法学の方法」